



長野労働局発表（29 - 22）
平成 29年 7 月 27日

担 当	長野労働局労働基準部 健康安全課長 青木 重和 主任衛生専門官 児島 庄吾 TEL 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 4 FAX 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 9 1
--------	---

死亡災害が過去 10 年で最多 ～ 事業者団体等へ緊急要請～

長野労働局長（局長 石田茂雄）は、今年に入り死亡災害が増加していることを踏まえ、事業者団体等に対し、死亡災害の防止に向けた緊急要請を行いました。

1 労働災害による死亡者数の状況

業種別では、「建設業」4人、「運輸業」2人、「製造業」1人、「林業」1人、「その他の業種」4人である。

事故の型別では、「交通事故」5人、「はさまれ・巻き込まれ」3人、「墜落・転落」2人、「崩壊・倒壊」1人、「激突され」1人である。

2 労働災害により休業4日以上之死傷者数の状況

892人と前年同期比で58人、7.0%の増加となった。

昨年同期に比べ「建設業」で13.8%、「その他の業種」で15.7%増加した。

事故の型別では、「転倒」33.5%、「墜落・転落」15.9%、「はさまれ・巻き込まれ」14.2%が依然として多数を占める。特に、「転倒」災害は、昨年同期に比べ66人（28.3%）増加した。

3 事業者団体等への緊急要請

経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制の確立や労働者や管理者に対する安全衛生教育の確実な実施等に取り組み、労働災害減少を図るよう緊急要請を行った。（102団体等）

2 添付資料

別添1 死亡災害が激増！過去10年間で最多（平成29年6月末における死亡災害事例）

別添2 平成29年上半年（1月～6月）労働災害発生状況

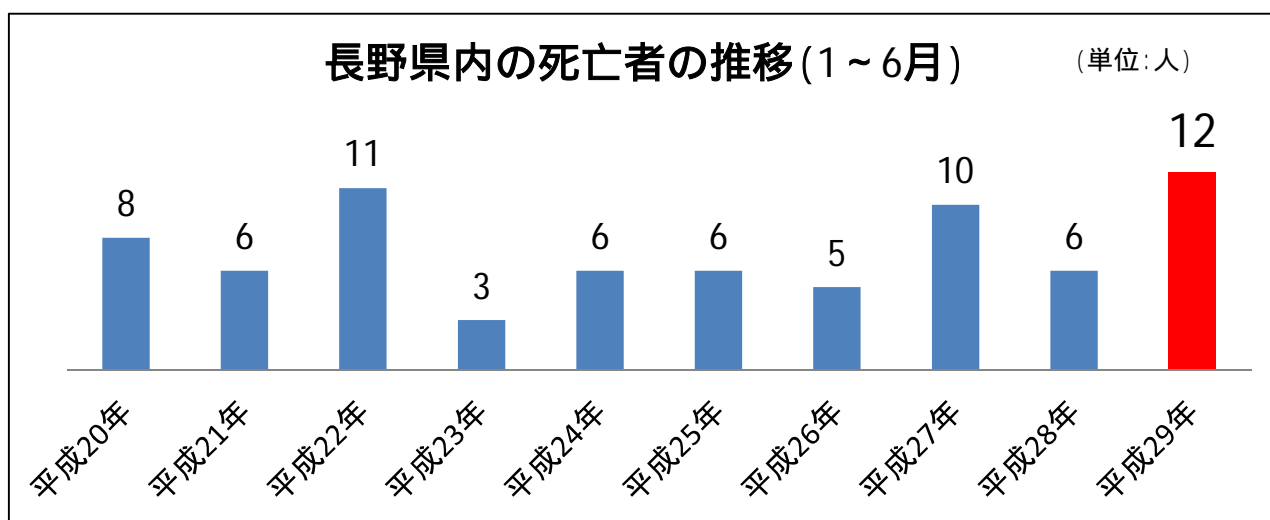
別添3 平成29年労働災害発生状況（6月末現在速報）

別添4 「労働災害による死亡者数の大幅増加を受けての緊急要請について」

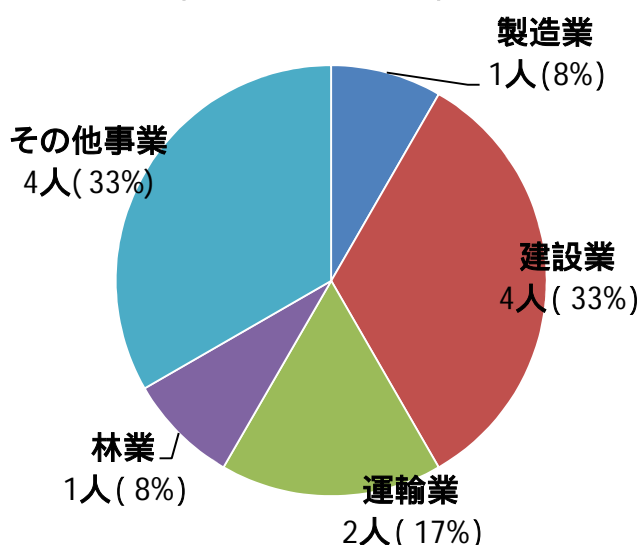
死亡災害が激増！過去10年間で最多!!

(平成29年上半期)

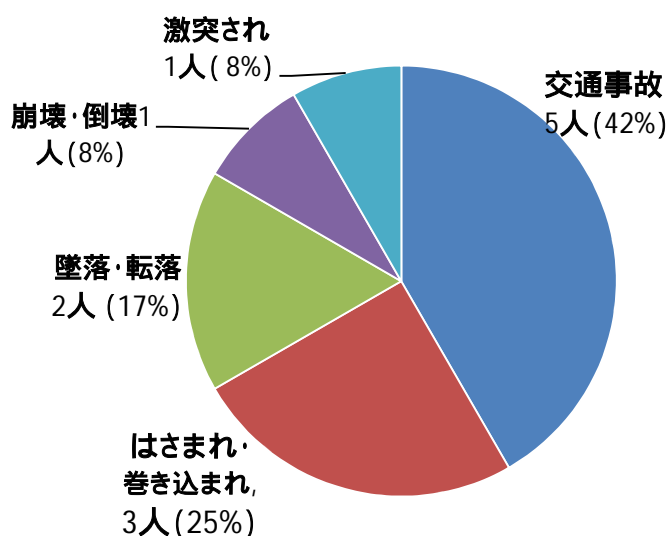
長野県内の本年上半期(1～6月末)における労働災害による死亡者は12人に上り、昨年同期の6人と比べ倍増している状況で、過去10年間で最も多い状況です。災害事例を紹介しますので、同種災害防止対策の徹底をお願いします。



業種別死亡災害発生状況
(平成29年6月末)



事故の型別死亡災害発生状況
(平成29年6月末)



平成29年6月末における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	その他の土木工事業	墜落・転落 その他の環境等	屋根の雪下ろし作業中に屋根の端部に近づいたところ、雪庇部分を踏み抜いてしまい、高さ7.6メートル下の地面へ墜落した。
2	1月	セメント・同製品製造業	はさまれ・巻き込まれ トラック	事業場プラント内において、10トンダンプトラックを運転し、荷台に碎石を積んで小山の斜面を後退させながら登っていたところ、運転席から地面に墜落し、無人で斜面を下ってきた同トラックに轢かれた。
3	2月	その他の事業	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	用務先の事業場における構内設備の定期点検作業に伴い、構内の通路を移動していたところ、後方から走行してきたフォークリフトのバックレスト部分に接触し、フォークリフトに轢かれた。
4	2月	鉄道・軌道業（スキー場）	崩壊、倒壊 その他の環境等	前日に雪崩が発生したことから、コース内への雪崩の流入を防止するために、新雪部分に雪崩を発生させるスキーカットを複数名で行っていたところ、3人目が滑っている際に雪崩が発生し、先に滑走を終えて斜面下方で待機していた被災者が雪崩に巻き込まれた。
5	2月	新聞販売業	交通事故 乗用車、バス、バイク	朝刊配達のために道路を自転車で横断しようとしたところ、走行してきた乗用車と衝突した。
6	2月	ビルメンテナンス業	交通事故 乗用車、バス、バイク	約3メートルの市道で営業業務終了後、社用車で帰社途中に、事業場までの経路を間違え、行止まりの道路に進入したところ、線路脇のコンクリートブロックに衝突した。
7	3月	トンネル建設工事業	はさまれ・巻き込まれ 混合機、粉砕機	トンネル工事現場に設置された生コンプラントにおいて、生コン混練用ミキサーの清掃用ハッチから身体を巻き込まれた。
8	4月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	交通事故 乗用車、バス、バイク	工事現場から社用車に乗り込んで移動中、下り坂で前方を走行する10tトラックを右側から追い越そうとしたところ、社用車左側からトラック荷台下に追突し、助手席に同乗していた被災者が車の間にはさまれて死亡した。なお、運転者も軽傷を負った。
9	5月	その他の事業	交通事故 乗用車、バス、バイク	労働者5人で会社所有の乗用車に同乗し、高速道路のトンネル内を走行していたところ、当該乗用車の後輪が脱輪又はパンクして操舵が不能となり、トンネル内の側壁に衝突した。この衝撃で後部座席に同乗していた労働者が頭などを強く打ち死亡した。
10	6月	電気通信工事業	墜落・転落 送配電線等	被災者が高さ約40mの電線上で電線の移設作業を行っていたところ、何らかの理由で固定していた電線が外れ、電線とともに地上へ墜落した。
11	6月	航空業	交通事故（その他） その他の乗物	航空機クラブ会員が事業場の航空機を借り上げて操縦するに当たり、あわせて事業場にパイロットの同乗依頼を行い、これを受け同機に同乗していたところ、何らかの原因により機体が山岳の急斜面に墜落したものの。
12	6月	木材伐出業	激突され 立木等	カラマツの伐採作業をしていたところ、別のカラマツにかかり木となっていたカラマツが外れて倒れ、被災者に激突したものの。



死亡災害が過去10年間で最多 !!

— 平成29年上半期 (1月～6月) 労働災害発生状況 —

長野労働局労働基準部健康安全課

長野県下の平成29年上半期(1月～6月)の労働災害の発生状況は下記のとおりです。(休業4日以上の死傷者数。速報値) 全産業における死亡者数が12人に上っており、過去10年で最も多い状況であり憂慮すべき状況にあります。

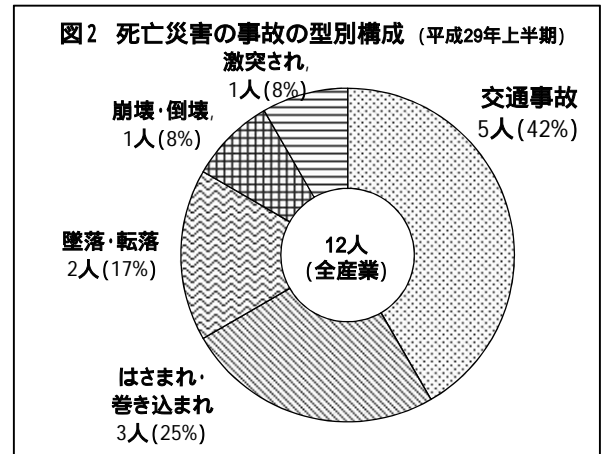
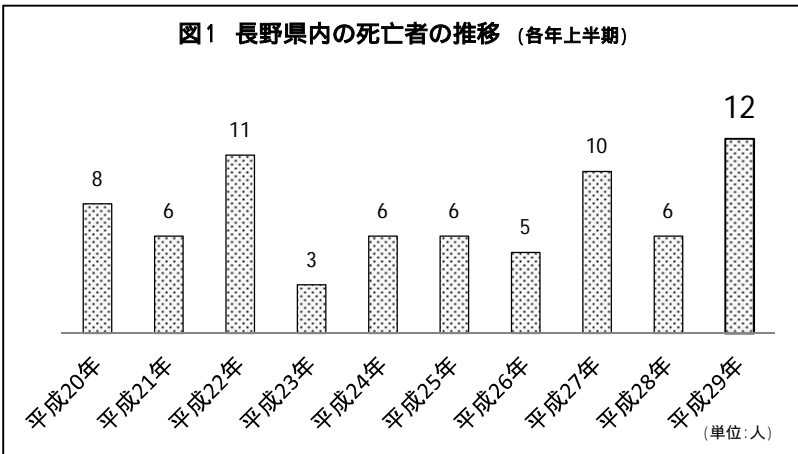
死亡災害の状況 (図1・2)

全産業における死亡者数は12人で、前年同期(6人)と比較し倍増しています。

(災害事例は、長野労働局ホームページにて公表しています。)

業種別では、「製造業」1人(前年同期1人)、「鉱業」0人(同0人)、「建設業」4人(同1人)、「運輸業」2人(同0人)、「林業」1人(同1人)、「その他の業種」4人(同3人)です。

事故の型別では、「交通事故」が5人(42%)と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が3人、「墜落・転落」が2人、「崩壊・倒壊」、「激突され」がそれぞれ1人です。

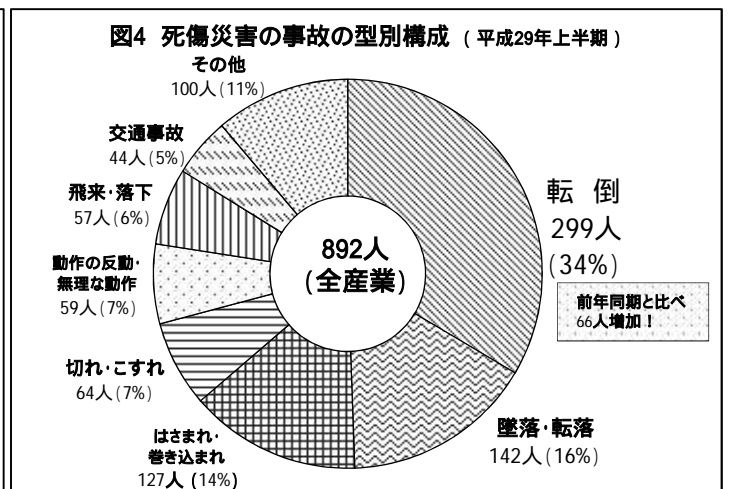
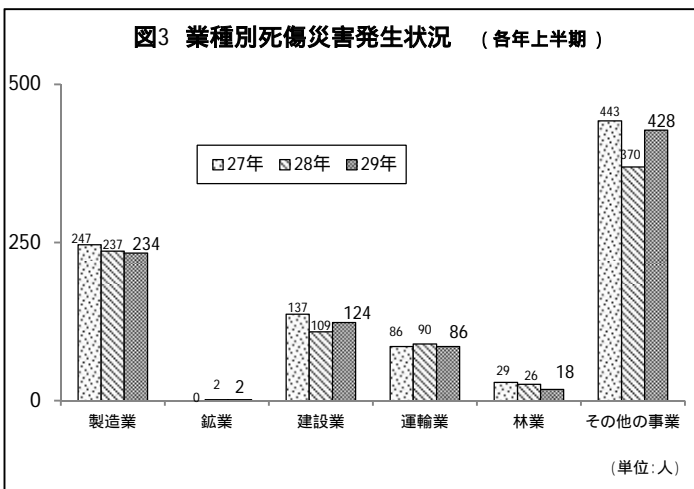


死傷災害 (休業4日以上) の状況 (図3・4)

全産業の死傷者数は892人で、前年同期の834人と比べ68人(7%)増加しました。

業種別では、「製造業」234人(全産業に占める割合26%)、「鉱業」2人(同0.2%)、「建設業」124人(同14%)、「運輸業」86人(同10%)、「林業」18人(同2%)、第3次産業を主体とする「その他の業種」428人(同48%)です。「建設業」及び「その他の業種」で増加しており(図3)、「その他の業種」中でも「卸・小売業」が145人で、前年同期と比べ38人(36%)増加しており、増加が顕著です。

事故の型別では、「転倒」が299人(事故の型全体に占める割合34%)と最も多く、前年同期と比べ66人(28%)増加しています。次いで「墜落・転落」142人(同16%)、「はさまれ・巻き込まれ」が127人(同14%)の順となり、この3つの事故の型で全体の6割以上を占めています。



まとめ

第12次労働災害防止推進計画(平成25年度～29年度)の最終年である平成29年上半期における労働災害は、前年同期と比べ死亡災害、休業災害ともに増加しており、上記のとおり死亡災害の増加が顕著な状況にあります。

死亡災害では交通事故が最も多く、死傷災害全体では従前から重点的に災害防止運動を展開している「転倒」災害が最も多く、重篤災害につながる可能性が高い「墜落・転落」、「はさまれ、巻き込まれ」災害も多発しています。

各事業場におかれましては、法令遵守による基本的な労働災害防止対策はもとより、危険の「見える化」等を進め、職場及び現場における労働災害リスクの除去・低減対策を徹底するようお願いいたします。

平成29年 労働災害発生状況 (6月末現在速報) 別添3

長野労働局

区 分 業 種		休業4日以上之死傷災害						死亡災害			
		平成27年	平成28年	平成29年	対前年増減		平成29年 構成比(%)	平成27年	平成28年	平成29年	対前年 増減数
					件数	増減率(%)					
製 造 業	食料品製造業	87	83	87	4	4.8	9.8	0	0	0	0
	繊維・繊維製品製造業	1	2	2	0	0.0	0.2	0	0	0	0
	木材・木製品、家具・装 備 品 製 造 業	12	16	8	8	50.0	0.9	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造、 印 刷 製 本 業	3	6	4	2	33.3	0.4	0	0	0	0
	化 学 工 業	14	23	6	17	73.9	0.7	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	12	10	10	0	0.0	1.1	1	0	1	1
	鉄鋼・非鉄金属製造業	10	12	5	7	58.3	0.6	0	0	0	0
	金 属 製 品 製 造 業	38	30	34	4	13.3	3.8	0	0	0	0
	一般機械器具製造業	24	21	21	0	0.0	2.4	0	1	0	1
	電気機械器具製造業	16	12	23	11	91.7	2.6	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	10	10	13	3	30.0	1.5	1	0	0	0
	電気・ガス・水道業	0	0	1	1		0.1	0	0	0	0
	その他の製造業	20	12	20	8	66.7	2.2	0	0	0	0
	小 計	247	237	234	3	1.3	26.2	2	1	1	0
鉱 業	0	2	2	0	0.0	0.2	0	0	0	0	
建 設 業	土 木 工 事 業	42	30	42	12	40.0	4.7	0	1	1	0
	建 築 工 事 業	78	65	69	4	6.2	7.7	1	0	2	2
	内数(木造家屋建築工事業)	29	20	28	8	40.0	3.1	0	0	0	0
	その他の建設業	17	14	13	1	7.1	1.5	0	0	1	1
小 計	137	109	124	15	13.8	13.9	1	1	4	3	
運 輸 業	道 路 貨 物 運 送 業	49	51	52	1	2.0	5.8	1	0	0	0
	その他の運輸交通業	35	38	32	6	15.8	3.6	1	0	2	2
	陸上貨物取扱業	2	1	2	1	100.0	0.2	0	0	0	0
	小 計	86	90	86	4	4.4	9.6	2	0	2	2
林 業	29	26	18	8	30.8	2.0	0	1	1	0	
そ の 他 の 業 種	卸売業又は小売業	141	107	145	38	35.5	16.3	1	1	1	0
	保 健 衛 生 業	78	70	78	8	11.4	8.7	0	0	0	0
	旅館その他の宿泊所の 事 業	32	29	29	0	0.0	3.3	0	0	0	0
	ゴルフ場の事業	6	3	7	4	133.3	0.8	0	0	0	0
	ビルメンテナンス業	13	15	15	0	0.0	1.7	0	0	1	1
	警 備 業	8	9	5	4	44.4	0.6	0	0	0	0
	そ の 他	165	137	149	12	8.8	16.7	4	2	2	0
	小 計	443	370	428	58	15.7	48.0	5	3	4	1
合 計	942	834	892	58	7.0	100.0	10	6	12	6	

平成29年 業種、事故の型別 労働災害発生状況 (6月末現在速報)

長野労働局

事故の型 業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	142	299	31	57	9	26	127	64	1	0	23	1	0	0	0	0	43	1	59	9	0	892
(構成比)	15.9%	33.5%	3.5%	6.4%	1.0%	2.9%	14.2%	7.2%	0.1%	0.0%	2.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.1%	6.6%	1.0%	0.0%	100.0%
製造業	19	63	6	24	1	4	65	24	0	0	14	1	0	0	0	0	5	0	8	0	0	234
鉱業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設業	37	17	4	12	2	6	23	12	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	6	1	0	124
運輸・貨物取扱業	19	24	7	3	2	4	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	10	2	0	86
林業	1	2	0	6	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
その他	66	193	14	12	4	6	27	25	0	0	9	0	0	0	0	0	31	0	35	6	0	428



長野労発基 0726 第 1 号
平成 29 年 7 月 26 日

別紙の関係団体の長 殿

長野労働局長

労働災害による死亡者数の大幅増加を受けての緊急要請について

平素より、労働災害の防止をはじめ、労働行政の推進に格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県下における労働災害による死亡者数は、平成 25 年以降減少傾向で推移していましたが、本年においては、6 月末現在で前年同期と比べ倍増の 12 人となっており、その内訳は、製造業 1 人（前年同期 1 人）、建設業 4 人（同 1 人）、運輸業 2 人（同 0 人）、林業 1 人（同 1 人）、その他の業種 4 人（同 3 人）と全産業総じて増加し、誠に憂慮すべき状況となっております。

また、休業 4 日以上之死傷者数についても 892 人と前年同期と比べ 58 人（7.0%）増加している状況にあり、増加している業種別にみると、建設業が 124 人（前年同期比 15 人、13.8%増）、その他の業種 428 人（同 58 人、15.7%増）となっております。

このため、長野労働局ではこのような労働災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、関係事業者に対する指導、事業者団体への要請、労働災害防止に係る広報を行う緊急対策を実施するなどの取組を強力に推進しているところです。

つきましては、別添 1、2 の啓発チラシを活用の上、事業場の経営トップが率先して、下記の事項について重点的に取り組まれるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 安全衛生管理体制の充実・強化

経営トップ自らが先頭に立ち、職場の実情に即した安全衛生管理体制となっているか、十分な安全衛生活動が行われているかなどを重点に点検するとともに、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフの配置について、充実・強化を図ること。

2 安全衛生教育の確実な実施

上記 1 に併せ、安全衛生教育の実施体制を点検し、個々の労働者の状況に即した

効果的な安全衛生教育が行われているかを確認すること。

なお、その結果、未実施事項が明らかになった場合は、早急に必要な安全衛生教育を実施すること。

3 信州・危険の「見える化」推進運動の定着

信州・危険の「見える化」推進運動実施要綱（別添3）に基づく具体的実施事項の推進を図ること。また、併せて危険有害性の「見える化」等の普及促進実施要領（別添4）に基づく取組の周知を行うこと。

(一社)長野県労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会長野県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部
(一社)日本ボイラ協会長野支部
(一社)日本クレーン協会長野支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会長野県支部
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会長野支部
長野県ゼロ災運動推進連絡会
長野県RSTトレーナー会
(独)労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センター
(一社)長野県経営者協会
長野県中小企業団体中央会
(一社)長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会
日本労働組合総連合会長野県連合会
長野県社会福祉協議会
(一社)長野県ビルメンテナンス協会
長野県砕石工業組合
(一社)長野県砂利砕石業協会
長野県社会保険労務士会
長野県飲食業生活衛生同業組合
長野県生コンクリート工業組合
長野県生コンクリート協同組合連合会
(一社)長野県火薬類保安協会
(一社)長野県建設業協会
(公社)長野県トラック協会
長野県建設労働組合連合会
(一社)長野県食品工業協会
協同組合長野県解体工事業協会
(一社)長野県溶接協会
長野県ゴルフ場連盟
信濃毎日新聞信毎会連合会
(一社)長野県資源循環保全協会
(一社)長野県医師会
(一社)長野県歯科医師会
(公社)長野県看護協会

長野県事業場健康診断機関協議会

(公社)日本作業環境測定協会北信越支部長野分会

(一社)長野県労働基準協会連合会衛生管理者専門委員会

長野県索道事業者協議会

(公社)長野県バス協会

(一社)長野県タクシー協会

(一社)長野県ダンプカー協会

長野県石油商業組合

長野県石油協同組合

(一社)長野県銀行協会

長野県遊技業協同組合

生命保険協会県協会

長野県鳶土工業連合会

(一社)長野県測量設計業協会

長野県左官事業協同組合

長野県板金工業組合

(一社)長野県造園建設業協会

長野造園事業協同組合

長野県鐵構事業協同組合

長野県広告美術塗装業協同組合連合会

長野県広告塗装事業協同組合

長野県建具協同組合

長野県土木施工管理技士会

長野県道路舗装協会

長野県砂防技術研究協議会

長野県リサイクル資源協会

(一社)長野林業土木協会

(一社)斜面防災対策技術協会長野支部

(一社)長野県南部防災対策協議会

長野県地質ボーリング業協会

NPO 法人橋梁メンテナンス技術研究所

(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部

(一社)長野県建築士会

(一社)長野県建築士事務所協会

(一社)長野県設備設計協会

(一社)長野県電設業協会

長野県電気工事業工業組合

(株)長野県電気工事協力会

長野県木材協同組合連合会

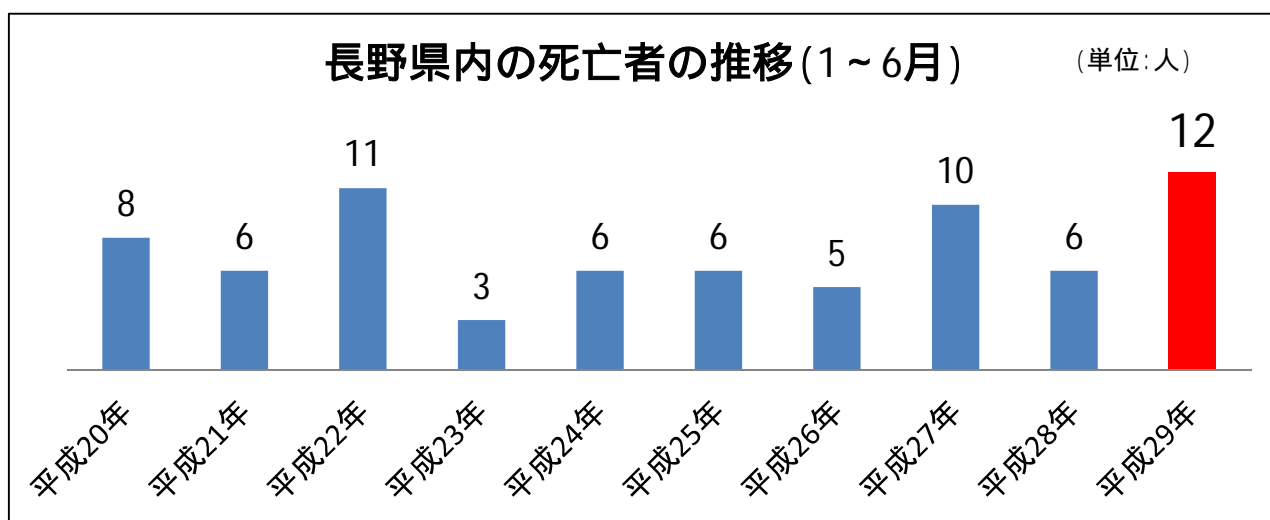
(一社)長野県建設専門工事業団体連合会
長野県交通安全環境施設協会
(一社)日本塗装工業会長野県支部
長野県鉄筋業協会
(一社)長野県空調衛生設備業協会
長野県水道工事業協同組合連合会
(一社)長野県下水道建設管理業協会
(一社)全国クレーン建設業協会長野支部
長野県冷凍空調設備協会
長野県プレハブ建築協会
長野県ジオファイバー協会
長野県防水業協会
長野県建設インテリア事業協同組合
長野県建設室内工事業協会
(一社)長野県消防設備協会
南信法面保護協会
(一社)長野県警備業協会
長野県建設産業団体連合会
長野県瓦事業組合
長野県ホテル旅館生活衛生同業組合
一般社団法人中部労働技能教習センター
日本技能教習有限会社
株式会社公認大町自動車教習所
特定非営利活動法人長野県労働技能教習センター
株式会社千曲自動車学校
株式会社アジマ自動車学校

合計 102 団体・機関等

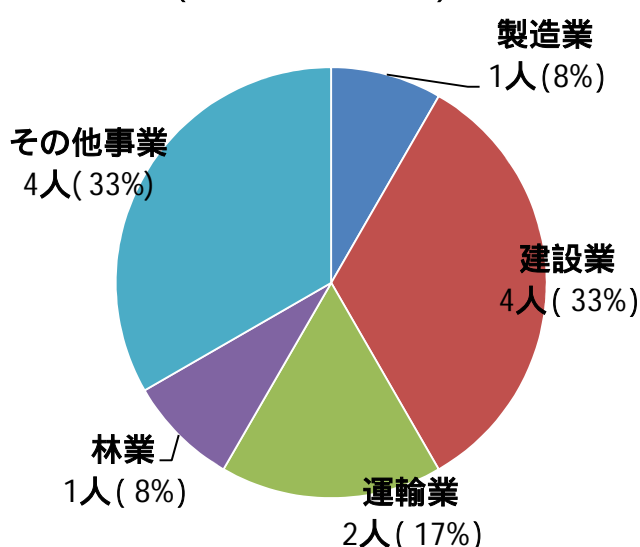
死亡災害が激増！過去10年間で最多!!

(平成29年上半期)

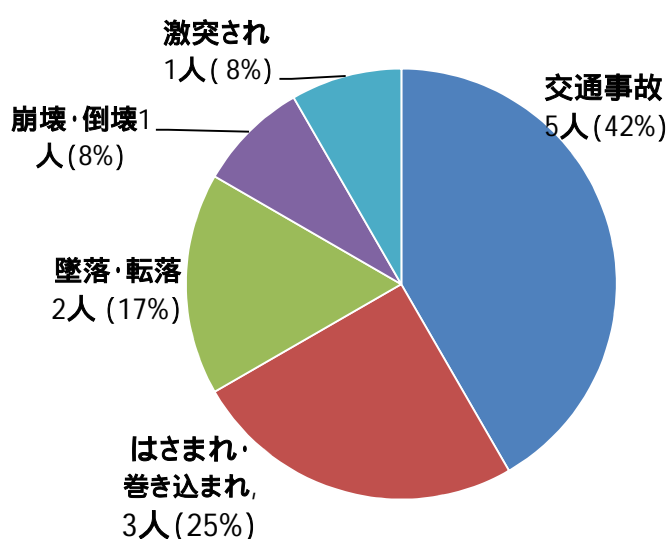
長野県内の本年上半期(1～6月末)における労働災害による死亡者は12人に上り、昨年同期の6人と比べ倍増している状況で、過去10年間で最も多い状況です。災害事例を紹介しますので、同種災害防止対策の徹底をお願いします。



業種別死亡災害発生状況
(平成29年6月末)



事故の型別死亡災害発生状況
(平成29年6月末)



平成29年6月末における死亡災害事例

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	その他の土木工事業	墜落・転落 その他の環境等	屋根の雪下ろし作業中に屋根の端部に近づいたところ、雪庇部分を踏み抜いてしまい、高さ7.6メートル下の地面へ墜落した。
2	1月	セメント・同製品製造業	はさまれ・巻き込まれ トラック	事業場プラント内において、10トンダンプトラックを運転し、荷台に碎石を積んで小山の斜面を後退させながら登っていたところ、運転席から地面に墜落し、無人で斜面を下ってきた同トラックに轢かれた。
3	2月	その他の事業	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	用務先の事業場における構内設備の定期点検作業に伴い、構内の通路を移動していたところ、後方から走行してきたフォークリフトのバックレスト部分に接触し、フォークリフトに轢かれた。
4	2月	鉄道・軌道業（スキー場）	崩壊、倒壊 その他の環境等	前日に雪崩が発生したことから、コース内への雪崩の流入を防止するために、新雪部分に雪崩を発生させるスキーカットを複数名で行っていたところ、3人目が滑っている際に雪崩が発生し、先に滑走を終えて斜面下方で待機していた被災者が雪崩に巻き込まれた。
5	2月	新聞販売業	交通事故 乗用車、バス、バイク	朝刊配達のために道路を自転車で横断しようとしたところ、走行してきた乗用車と衝突した。
6	2月	ビルメンテナンス業	交通事故 乗用車、バス、バイク	約3メートルの市道で営業業務終了後、社用車で帰社途中に、事業場までの経路を間違え、行止まりの道路に進入したところ、線路脇のコンクリートブロックに衝突した。
7	3月	トンネル建設工事業	はさまれ・巻き込まれ 混合機、粉砕機	トンネル工事現場に設置された生コンプラントにおいて、生コン混練用ミキサーの清掃用ハッチから身体を巻き込まれた。
8	4月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	交通事故 乗用車、バス、バイク	工事現場から社用車に乗り込んで移動中、下り坂で前方を走行する10tトラックを右側から追い越そうとしたところ、社用車左側からトラック荷台下に追突し、助手席に同乗していた被災者が車の間にはさまれて死亡した。なお、運転者も軽傷を負った。
9	5月	その他の事業	交通事故 乗用車、バス、バイク	労働者5人で会社所有の乗用車に同乗し、高速道路のトンネル内を走行していたところ、当該乗用車の後輪が脱輪又はパンクして操舵が不能となり、トンネル内の側壁に衝突した。この衝撃で後部座席に同乗していた労働者が頭などを強く打ち死亡した。
10	6月	電気通信工事業	墜落・転落 送配電線等	被災者が高さ約40mの電線上で電線の移設作業を行っていたところ、何らかの理由で固定していた電線が外れ、電線とともに地上へ墜落した。
11	6月	航空業	交通事故（その他） その他の乗物	航空機クラブ会員が事業場の航空機を借り上げて操縦するに当たり、あわせて事業場にパイロットの同乗依頼を行い、これを受け同機に同乗していたところ、何らかの原因により機体が山岳の急斜面に墜落したものの。
12	6月	木材伐出業	激突され 立木等	カラマツの伐採作業をしていたところ、別のカラマツにかかり木となっていたカラマツが外れて倒れ、被災者に激突したものの。



死亡災害が過去10年間で最多 !!

— 平成29年上半年（1月～6月）労働災害発生状況 —

長野労働局労働基準部健康安全課

長野県下の平成29年上半年(1月～6月)の労働災害の発生状況は下記のとおりです。(休業4日以上の死傷者数。速報値) 全産業における死亡者数が12人に上っており、過去10年で最も多い状況であり憂慮すべき状況にあります。

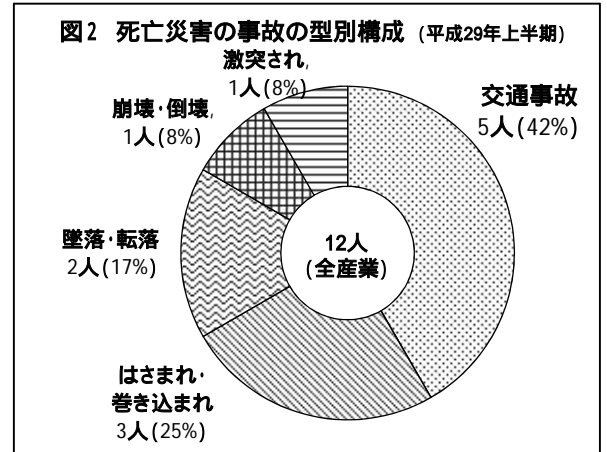
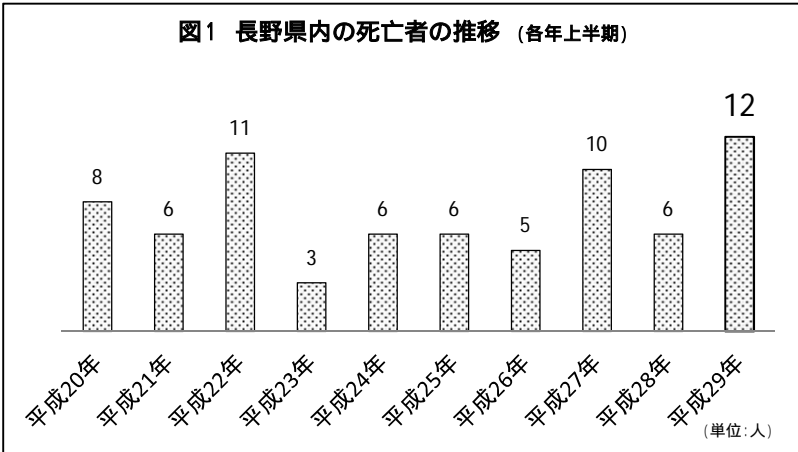
死亡災害の状況 (図1・2)

全産業における死亡者数は12人で、前年同期(6人)と比較し倍増しています。

(災害事例は、長野労働局ホームページにて公表しています。)

業種別では、「製造業」1人(前年同期1人)、「鉱業」0人(同0人)、「建設業」4人(同1人)、「運輸業」2人(同0人)、「林業」1人(同1人)、「その他の業種」4人(同3人)です。

事故の型別では、「交通事故」が5人(42%)と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が3人、「墜落・転落」が2人、「崩壊・倒壊」、「激突され」がそれぞれ1人です。

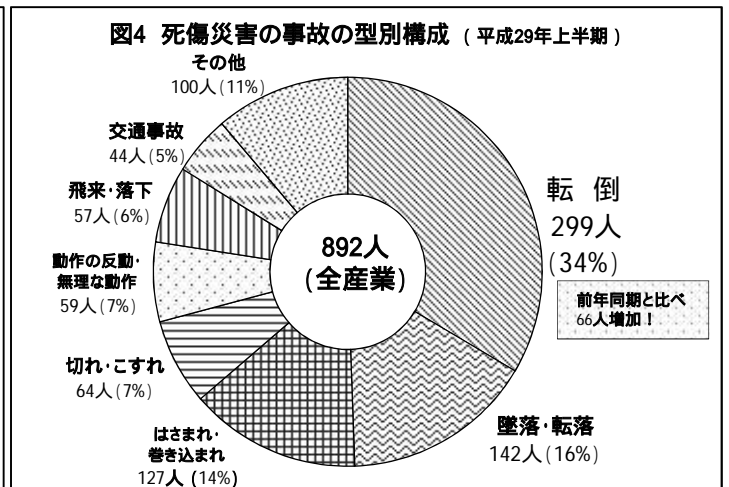
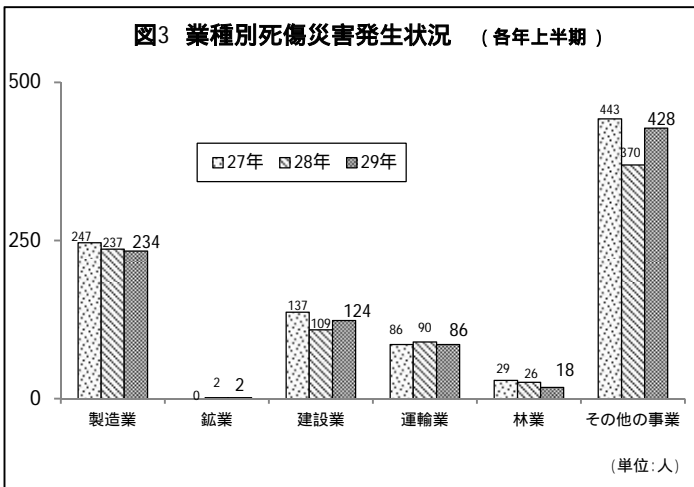


死傷災害 (休業4日以上) の状況 (図3・4)

全産業の死傷者数は892人で、前年同期の834人と比べ68人(7%)増加しました。

業種別では、「製造業」234人(全産業に占める割合26%)、「鉱業」2人(同0.2%)、「建設業」124人(同14%)、「運輸業」86人(同10%)、「林業」18人(同2%)、第3次産業を主体とする「その他の業種」428人(同48%)です。「建設業」及び「その他の業種」で増加しており(図3)、「その他の業種」中でも「卸・小売業」が145人で、前年同期と比べ38人(36%)増加しており、増加が顕著です。

事故の型別では、「転倒」が299人(事故の型全体に占める割合34%)と最も多く、前年同期と比べ66人(28%)増加しています。次いで「墜落・転落」142人(同16%)、「はさまれ・巻き込まれ」が127人(同14%)の順となり、この3つの事故の型で全体の6割以上を占めています。



まとめ

第12次労働災害防止推進計画(平成25年度～29年度)の最終年である平成29年上半年における労働災害は、前年同期と比べ死亡災害、休業災害ともに増加しており、上記のとおり死亡災害の増加が顕著な状況にあります。

死亡災害では交通事故が最も多く、死傷災害全体では従前から重点的に災害防止運動を展開している「転倒」災害が最も多く、重篤災害につながる可能性が高い「墜落・転落」、「はさまれ、巻き込まれ」災害も多発しています。

各事業場におかれましては、法令遵守による基本的な労働災害防止対策はもとより、危険の「見える化」等を進め、職場及び現場における労働災害リスクの除去・低減対策を徹底するようお願いいたします。

平成 25 年 4 月
平成 26 年 4 月改訂

信州・危険の「見える化」推進運動

実 施 要 綱

～ スローガン ～

『危険有害性の「見える化」を進め、
みんなで目指そう信州一の安心・健康職場！』

1 趣旨

長野労働局では、平成 25 年度を初年度とする「長野県における第 12 次労働災害防止推進計画（5 か年計画）」（以下「12 次防推進計画」という。）を策定し、労働災害全体の減少目標に加えて重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的な取組を推進することとしている。また、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など全ての関係者が、「働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならない」という意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解することにより、「誰もが安心して健康で働くことができる労働環境」の実現を目指すこととしている。

この運動は、12 次防推進計画の目標を達成するため、危険有害性情報の伝達による情報共有の促進をはじめとした職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント（危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じること）等の自主的取組の普及促進を進めることにより、「みんなの安心・健康職場」の実現、さらには経営トップや労働者のみならず、社会全体の安全・健康意識の高揚をも目指すものとする。

このため、長野労働局、管下の各労働基準監督署、各労働災害防止団体、業界団体、安全衛生の専門家などの関係者が、連携・協働して、労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、職場において危険有害性の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開することとする。

2 期間

平成 25 年度を初年度として、12 次防推進計画の最終年度である平成 29 年度までの 5 か年間とする。（なお、3 年経過後に活動の評価を行い、見直しを行うこととする。）

3 推進強化月間

毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの全国安全週間の準備期間、9 月 1 日から 9 月 30 日までの全国労働衛生週間の準備期間及び 12 月 15 日から 1 月 15 日までの年

末年始期間を主な推進強化月間として、取組を行う。

4 重点推進対象業種等

あらゆる業種、規模の事業場に対し取組の促進を図ることとするが、当面重点推進対象業種及び事業場規模は、製造業、建設業、運送業、林業、第三次産業等、労働安全衛生法第28条の2第1項ただし書の製造業その他厚生労働省令で定める業種であって、労働者30人以上の事業場とする。

5 主唱者

長野労働局及び管下労働基準監督署

6 協賛者

一般社団法人長野県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会長野県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部、一般社団法人日本ボイラ協会長野支部、一般社団法人日本クレーン協会長野支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長野県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会長野支部、長野県ゼロ災運動推進連絡会、長野県RSTトレーナー会、独立行政法人労働者健康福祉機構長野産業保健総合支援センター、一般社団法人長野県ビルメンテナンス協会、一般社団法人松本労働基準協会、一般社団法人長野労働基準協会、一般社団法人諏訪労働基準協会、一般社団法人上小労働基準協会、一般社団法人飯田労働基準協会、一般社団法人中野労働基準協会、一般社団法人佐久労働基準協会、一般社団法人伊那労働基準協会、一般社団法人更埴労働基準協会、一般社団法人大町労働基準協会（順不同）

7 協力者

一般社団法人長野県経営者協会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、一般社団法人長野県建設業協会、公益社団法人長野県トラック協会（順不同）

8 具体的実施事項

(1) 主唱者の実施事項

- ア 事業場、関係機関・団体等に対する本運動への協力を依頼する。(局・署)
- イ 各種ポスター、パンフレット類、資料、自主点検表等を作製・配布する。(局)
- ウ 長野労働局及び管下労働基準監督署に、危険の「見える化」推進運動を普及促進するための協議会を設置、運営する。(局・署)
 - ・協議会構成員 労働災害防止団体、商工会議所、関係行政機関、労働安全衛生コンサルタント会等
 - ・実施内容 12次防推進計画の周知、効果的な広報啓発、好事例等の情報交換、厚生労働省が実施する「あんぜんプロジェクト」への参加登録及び「『見える』安全活動コンクール」への応募の勧奨等
 - ・開催回数 年1回以上

- エ 事業場に対する集団指導及び個別指導時に、機械に関する危険性等の情報及び化学物質等に関する危険性又は有害性等の情報の入手、並びに当該情報に基づくリスク評価の実施及び危険個所の表示等危険有害性の「見える化」の促進、リスクアセスメント等の自主的取組の実施、あんぜんプロジェクトへの参加登録及び「『見える』安全活動コンクール」への応募の勧奨等（以下「危険有害性の「見える化」等」という。）を指導する。（署）
- オ 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日、公示第1号）「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」（平成24年厚生労働大臣告示第132号）「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成24年10月10日、公示第23号）について集団指導等を実施し、周知を図る。（署）
- カ 窓口における機械・設備又は化学物質等に関する相談等の受理時、工事の計画届又は機械・設備の設置届等の受理時、労働者死傷病報告の受理時、死亡災害等に係る再発防止対策の指導時等の機会をとらえ、危険有害性の「見える化」等を指導する。（署）
- キ 危険有害性の「見える化」等を積極的に実施・促進する事業場等を安全衛生表彰の候補に推薦する。（局・署）
- ク 事業場における危険有害性の「見える化」等の実施を支援するため、労働災害防止団体、業界団体等の関係団体及び労働安全・衛生コンサルタント等の専門家等に対して指導、援助を行う。（局・署）
- ケ 各種情報等により把握したリスクアセスメント又は労働安全衛生マネジメントシステムの「検討中」又は「実施準備中」等の事業場に対し、導入促進のための集団指導等を実施する。（署）
- コ 危険有害性の「見える化」等の取組の必要性等について、ホームページの活用等、効果的な広報を実施する。（局・署）

（2）協賛者の実施事項

- ア 傘下事業場に本要綱を周知し、危険有害性の「見える化」等の促進を図る。
- イ 主唱者が作製した各種ポスター、パンフレット類、資料、自主点検表等を傘下事業場に配布し、事業場への掲出等の活用を要請する。
- ウ 主唱者が実施する「推進強化月間」の活動に協力する。
- エ 危険有害性の「見える化」等を促進するための研修会、講習会の実施に努める。
- オ 建設業労働災害防止協会長野県支部においては、「建設業安全衛生マネジメントシステム（COHSMS・コスモス）」の普及促進に努める。
- カ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部においては、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステム（RIKMS・リクムス）」の普及促進に努める。
- キ 林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部においては、「林材業におけるリスクアセスメント」の普及促進に努める。

ク 団体等が行う活動内容を広く社会にアピールし、団体等及び活動の「見える化」に努める。

(3) 事業者(事業場)の実施事項

ア 労働基準監督署又は関係する団体等からの指導、要請により、危険有害性の「見える化」等の取組を実施するとともに、安全衛生管理活動の「見える化」に努める。

イ 労働者300人以上の事業場にあつては、危険有害性の「見える化」等の取組に加えて、労働安全衛生マネジメントシステムの導入推進を図る。

ウ 労働者30人以上300人未満の事業場にあつては、危険有害性の「見える化」等の取組に加えて、毎年、リスクアセスメントを組み込んだ「年間安全衛生計画」等を策定し、リスクアセスメントの導入推進を図る。

エ 労働者30人未満の事業場にあつては、4S活動、危険予知(KY)活動の実施及び危険有害性の「見える化」等の取組の実施に努める。

また、リスクアセスメントに関する講習を受講するなどして、リスクアセスメントの導入準備をする。

(4) 労働者の実施事項

ア 本運動の趣旨を理解し、事業者が実施する取組に協力する。

イ 事業者が実施する4S活動、危険予知(KY)活動、危険有害要因の洗い出し、災害防止措置の検討等に積極的に参画し、危険感受性の向上に努める。

9 具体的な周知啓発事項

(1) 12次防推進計画で定める重点施策ごとの具体的な取組の実施

(2) 危険有害性の「見える化」等の取組の推進及び労働者への教育研修の実施

(3) 「年間安全衛生計画」等に基づくリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入による自主的安全衛生活動の推進

(4) 「年間安全衛生計画」等を活用したリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況の確認

(5) 作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用したリスクアセスメントの実施

(6) 「機械の包括的安全基準に関する指針」に基づく機械設備の安全化

(7) メンタルヘルス不調者を発生させないための職場環境の改善等

(8) 過重労働をなくすための労働条件の改善と健康管理の実施(長時間労働の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底)

(9) 定期健康診断の確実な実施と保健指導等の事後措置の徹底

(10) 職場における受動喫煙防止対策の推進

危険有害性の「見える化」等の 普及促進を目指して

長野労働局・労働基準監督署

「信州・危険の「見える化」推進運動」(平成25年度～平成29年度)の更なる定着を図るため、危険有害性又は安全の「見える化」に取り組む事業場の好事例を集めて、事例集をつくりホームページに掲載します。また、事業場に対して「安全宣言」活動の普及に努めます。
事業主の皆さま及び労働災害防止団体のご協力をお願いします。

「危険有害性の「見える化」等の普及促進実施要領」のあらまし

趣旨・目的

長野労働局では、長野県における第12次労働災害防止推進計画の目標達成に向けて、危険有害性に関する情報の伝達、適切なリスク評価の実施及び危険有害性の「見える化」の促進等を柱とした「信州・危険の「見える化」推進運動」(以下「見える化推進運動」といいます。)を展開しています。

平成26年度から、見える化推進運動の更なる定着を図るため、危険有害性又は安全の「見える化」に取り組む事業場の好事例及び安全衛生関係団体等の活動事例を収集し、「見える化」等に関する事例集の作成や局ホームページへの掲載などにより、他の事業場及び安全衛生関係団体等へ普及拡大するための取組や事業場の「安全宣言」活動を推奨する取組などを実施します。

また、事業場における自主的安全衛生管理活動の促進、並びに「あんぜんプロジェクト」への参加登録及び「見える安全活動コンクール」への応募の勧奨等を積極的に推進し、事業場における安全衛生意識の高揚を図ることとします。

取組の期間 平成26年度～平成29年度

好事例・活動事例の収集

(1) 好事例の対象

次のアからオに掲げる好事例を収集します。

ア 危険有害性又は安全の「見える化」

労働災害や危険有害性そのものについて、再現、体感、実験などで理解、体感させることにより労働災害や危険有害性の危険有害な程度を理解させているもの。

危険有害性のある場所、機械、作業、安全衛生上配慮の必要な作業者などについて、注意喚起をする語句、図絵、写真などや光、音などで注意喚起することによりその場所への接近やその機械の使用、作業の実施に当たっての安全対策の徹底を図っているもの。

イ 安全衛生情報の「見える化」

わかりにくい文章が多い資料や、不特定多数で関係情報に対する知識がさまざまな者などに対する資料について、写真、イラスト、漫画、図絵、動画等によって視覚に訴えて、わかりやすくしているもの。

掲示物を災害・ヒヤリハットの発生場所、掲示板の定位置、出入り口、休憩所、トイレ、移動式掲示板など、見て改めて意識できる場所、見る時間に余裕がある場所、広域の現場での適切な場所などに掲示することにより、情報を効果的に伝達しているもの。

ウ 見えない安全衛生事象の「見える化」

重機の死角を鳥瞰的に撮った写真への図示、熱中症のような視覚で直接確認できない危険有害性を指標数値の掲示、資料の提供、パトロールの実施などによりわかりやすくしているもの。

事務所、事務作業等の通常危険性がないと思われる場所、作業における危険性の明視化を図っているもの。

安全衛生に関する暗黙知、ベテランの技能(コツ)など一部の職員しか理解・体得できていないことを文書、写真などによりわかりやすくしているもの。

エ 安全衛生活動への参加の「見える化」

職員個人やその家族の標語の応募、顔写真の掲示、自筆による宣言などにより安全衛生活動への家族も含めた個人の参加を明確にし、家族の安全衛生に対する願いを表すとともに、そのことも相まって、職員の安全衛生意識を高めているもの。

声かけやスキンシップなどで職員個人を意識することでコミュニケーションを円滑化することにより連帯意識を醸成しているもの。

オ 第三者に対する安全衛生の「見える化」

現場において、作業員から第三者を見やすくすることによって、第三者に対する災害を防止しているもの。

現場において、第三者に対して見えるようにすること、第三者の視点で見ることなどにより、安全衛生意識の向上や安全衛生対策の徹底が図られるようにしているもの。

(2) 好事例を収集する場合の留意点

次のアからウに該当する労働災害防止団体等が実施するパトロール指導時又は労働基準監督署が行う個別指導時等に好事例を収集します。また、収集する際は、個人情報等の保護に十分配慮するようにします。

ア 労働災害防止団体等が実施するパトロール指導

パトロールに同行する際、あらかじめ取組の趣旨・目的等を説明し、団体等の責任者の承諾をとります。

パトロール先においては、対象事業者等に対して、あらかじめ取組の趣旨・目的等を説明し、好事例集への掲載等により外部に公表することの同意を得た上で、好事例の対象についてデジタルカメラにより写真撮影を行います。

イ 個別指導

対象事業場において、事業者等に対して、あらかじめ取組の趣旨・目的等を説明し、好事例集への掲載等により外部に公表することの同意を得た上で、好事例の対象についてデジタルカメラにより写真撮影を行います。

ウ 地区推進協議会構成団体等からの情報提供

地区推進協議会構成団体等に対して、取組の趣旨・目的等を説明し、会員事業場の好事例又は団体の活動事例等について、デジタル画像等により積極的に情報提供を行うよう働きかけます。

(3) 危険有害性の「見える化」の参考事例

別添1のとおり

「安全宣言」活動の推奨

(1) 長野労働局及び労働基準監督署が実施する集団指導や個別指導の際に、事業場に対して「安全宣言」の取組を推奨します。また、安全衛生関係団体等に対して取組の協力依頼を行います。

(2) 「安全宣言」の参考例

別添2のとおり

信州・危険の「見える化」推進運動とは・・・

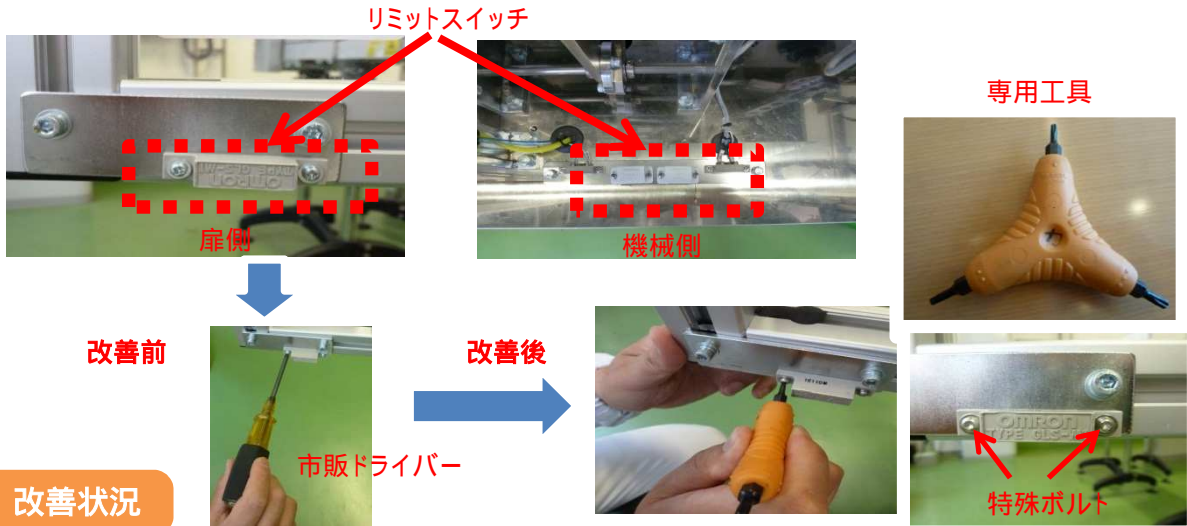
12次防推進計画の目標を達成するため、危険有害性情報の伝達による情報共有の促進をはじめとした職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント(危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じること)等の自主的取組の普及促進を進めることにより、「みんなの安心・健康職場」の実現、さらには経営トップや労働者のみならず、社会全体の安全・健康意識の高揚をも目指す運動です。

長野労働局、管下の各労働基準監督署、各労働災害防止団体、業界団体、安全衛生の専門家などの関係者が、連携・協働して、労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、職場において危険有害性の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。(http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagano-roudoukyoku/_new-hp/2hourei_seido/anzeneiseikankei/kiken-mieruka-undou251007.pdf)

別添1

当該装置は、製品の自動装置(以下「ラベラー」)である。ラベラーのカット装置にビニールが詰まるため、定期的に詰りを直す作業が生じる。カット装置の扉にはリミットスイッチによる**インターロック機構により安全対策が**施されていた。今般、ビニールの詰りを直す作業を行う際に、ラベラーを停止せず**インターロック機構を無効**(リミットスイッチの取外し)にした状態でカット装置の刃部に手を伸ばし、作業者の指先が刃部に接触する労災が発生したことを契機に、設備的な見直しに着手した。



改善状況

インターロック機構であるリミットスイッチを固定するボルトを、専用工具のみで取り外せる**特殊なボルト**に変更した。また、専用工具の保管は、管理者のみが管理できる場所に改めたことにより、**安全装置の無効化防止**が図られた。

別添2

安全宣言(記入例)

活用に当たっての留意事項・記入例等

空白に事業場名を記入してください。

記入例

※まずは、企業トップ自らが安全衛生管理の最高責任者として、労働者の安全と健康確保が最優先である旨の安全衛生方針を示しましょう!

職場において労働災害防止対策や健康確保対策を推進するためには、企業トップの強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全衛生活動を着実に実行し、職場から危険有害要因をなくすることが不可欠です。記入例では、一文でまとめているますが、箇条書きでも構いません。企業トップとして、安全・健康で快適な職場環境を形成するという思いを簡潔に文書にして関係労働者に表明しましょう。

※今年度における安全衛生活動や災害件数などを具体的な目標にして、日々の安全衛生活動を展開しましょう。

前年度よりも今年度、今年度よりも次年度という風に段階的に安全衛生管理水準を向上させるためには、職場における今までの安全衛生活動の取り組み状況や問題点などを確認し、それを具体的な目標(数値目標等)として設定することが重要です。

安全衛生方針をもとに、事業者、関係労働者が一体となって決め、設定した目標は、関係労働者に周知して日々の安全衛生活動への理解や協力を得ることが重要です。

※安全衛生を推進するため、その中心となる立場の方を選任し、関係労働者に周知しましょう!

労働安全衛生法において

- 1 工業的業種では、労働者数10人以上49人以下の事業場では、「安全衛生推進者」、労働者数50人以上の事業場では、「安全管理者・衛生管理者・産業医」を選任する必要があります。
- 2 非工業的業種では、労働者数10人以上49人以下の事業場では、「衛生推進者」、労働者数50人以上の事業場では「衛生管理者・産業医」を選任する必要があります。
- 3 「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」では、常時使用する労働者が10人以上の事業場では、「安全推進者」の配置をお願いします。

※毎月、働く人たちと話し合っ、安全作業のための取り組みなどを検討し、記入提示して周知しましょう。

安全作業宣言例(実際には、貴事業場における作業手順や安全心得等の職場の基本ルールから、時期や作業環境等を加味して関係労働者等と話し合っ決めてください。)

- 私は、自動車運転では交通法規を守り、スピードを超過しないようゆとりのある運転をします。
- 私は、高所で作業する場合には、保護帽をしっかりと着用し、不安定な作業姿勢をとりません。
- 私は、機械設備を掃除するときは、電源をしっかりと切り、その旨の表示を確実にに行います。
- 私は、階段を昇降するときは、手すりをしっかりと握り、足元をしっかりと確認します。
- 私は、使った物は決められた場所に片づけるなど、整理整頓をしっかりと行います。
- 私は、重物を持つときは、腰をひねるなど不安全な姿勢をとりません。・・・などなど

※安全作業宣言は、朝礼などの際に、全員で声を出して唱和し、関係者全員の安全衛生意識の向上に活用しましょう。

みんなで危険の芽を見つけて、安全・安心して働ける職場をつくりましょう!

健康安全壁新聞は、事業場における安全衛生に関する情報を関係労働者の方々へ周知する一つの方法です。

- 長野労働局において発行しました「健康安全壁新聞」には次のシリーズがあります。
- ・「社会福祉編」・「陸上貨物運送事業編」・「ビルメンテナンス編」・「建設業編」
- ・「小売業編」・「飲食店編」・「旅館業編」・「病院」・「診療所編」

健康安全壁新聞 検索 長野労働局の「お役立ち情報」からダウンロードできます。

健康安全株式会社長野工場 安全衛生方針

当社は、安全衛生への取組みを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、社員一人ひとりが「安全と健康は経営の基盤である」という認識のもと、全員参加の安全衛生活動を積極的に推進し、事業活動のあらゆる面で、安全で、かつ快適な作業環境の維持・改善に努め、真のゼロ災害職場を確立する。

今年度の安全衛生目標

毎月安全衛生に関するミーティングの場を設営し、危険箇所などの話し合いを行う。4S活動を推進し、特に整理整頓の状況については、月1回職場巡視をして確認する。定期健康診断の結果、所見のある者に対する健康面談を100%実施する。

職場の安全衛生担当責任者氏名(安全衛生推進者等)

製造部長

働くに当たって危険な箇所など気がかりな点がありましたら私にお声掛けください!

職場における今月の安全作業宣言(月度)

- 1 私は、床の水漏れや油を発見したら、速やかに拭き取るなど危険を放置しません。
- 2 私は、機械の掃除や調整等を行う場合には、必ず機械を停止し、カギをかけてから作業します。
- 3 私は、重物を持つときは、腰をひねるなど不安全な姿勢をとりません。

私達は、この今月の安全作業宣言のもと、労働災害防止のため、安全な作業を行います!

一同の前に事業場名を記入してください。 健康安全株式会社長野工場 一同

安全衛生方針

今年度の安全衛生目標

職場の安全衛生担当責任者氏名（安全衛生推進者等）

働くに当たって危険な箇所など気がかりな点がありましたら私にお声掛けください！

職場における今月の安全作業宣言（ 月度）

①

②

③

私達は、この今月の安全作業宣言のもと、労働災害防止のため、
安全な作業を行います！

一同